

70～74歳の皆様へ

▶高額療養費の限度額について

70～74歳の方の高額療養費の自己負担額は、下記のとおりです。高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

入院等で、窓口負担を限度額までとするには、②、③、⑤、⑥の所得区分の方は、交付申請が必要です。（①、④の所得区分の方とマイナ保険証をご利用されている方は申請不要です。）

自己負担 の割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得者	① 課税所得690万円以上の方	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 【多数回該当140,100円 ※2】	
		② 課税所得 380万円以上690万円未満の方	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 【多数回該当93,000円 ※2】	
		③ 課税所得 145万円以上380万円未満の方	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 【多数回該当44,400円 ※2】	
2割	一般	④ 課税所得145万円未満の方 （※1）	18,000円 （年間（8月～翌年7月） 上限144,000円）	57,600円 【多数回該当44,400円 ※2】
	住民税非課税世帯	⑤ II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
		⑥ I 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

▶国民健康保険に加入されている皆さまへ

国保広域化に伴い、資格の管理を県単位で行っています。このことにより、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越し前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。

また、月の途中で75歳の誕生日を迎えられ後期高齢者医療制度に移行した場合、その月の自己負担限度額は移行前後の医療保険制度でそれぞれ1/2となります。

高額療養費に関するお問い合わせは、

▶健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国保組合にご加入の方は、ご加入の医療保険者まで

▶国民健康保険にご加入の方 町民課国保年金係 ☎☎ 2 1 1 3

▶後期高齢者医療の方 千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5013